

<利用料金一覧表>

【医療保険利用料金一覧表】

- (基本療養費+管理療養費+加算)×負担割合で一月毎に算定します。
- 訪問回数は制度上、週3回までですが、厚生労働大臣の定める状態の場合は週3回以上訪問が可能です。
- 難病法に基づく特定医療費受給者証をお持ちの方は、特定医療費自己負担限度額管理票をご提示頂き、月間自己負担額累計額に達するまでは、該当保険割合分を算定します。
- 被爆者手帳等、訪問看護の公費対象疾患に関連した受給者証をお持ちの方は、各々の法律により公費負担となる場合があります。

- 基本利用料金:90分を超える場合は30分毎に延長料金が発生します。(数値の単位は「円」)

	1割負担額	2割負担額	3割負担額	総額	備考
訪問看護基本療養費Ⅰ(週3回まで)	560	1,110	1,670	5,550	
訪問看護基本療養費Ⅰ(週4回以上)	660	1,310	1,970	6,550	
訪問看護基本療養費Ⅰ (専門の研修を受けた看護師による訪問)	1,290	2,570	3,860	12,850	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他事業所と同行した場合
訪問看護基本療養費Ⅱ(週3回まで)	560	1,110	1,670	5,550	同一日の同一建物2人目まで
訪問看護基本療養費Ⅱ(週4回以上)	660	1,310	1,970	6,550	同一日の同一建物2人目まで
訪問看護基本療養費Ⅱ(週3回まで)	280	560	830	2,780	同一日の同一建物3人以上1人目から
訪問看護基本療養費Ⅱ(週4回以上)	330	660	980	3,280	同一日の同一建物3人以上1人目から
訪問看護基本療養費Ⅱ (専門の研修を受けた看護師による訪問)	1,290	2,570	3,860	12,850	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他事業所と同行した場合
訪問看護基本療養費Ⅲ	850	1,700	2,550	8,500	試験外泊時
訪問看護管理療養費(月1回目)機能強化型1	1,320	2,650	3,970	13,230	常勤看護職員7名以上 看護職員が6割以上 専門の研修を受けた看護師の配置等
訪問看護管理療養費(月1回目)機能強化型2	1,000	2,010	3,010	10,030	常勤看護職員5名以上 看護職員が6割以上等
訪問看護管理療養費(月1回目)機能強化型3	870	1,740	2,610	8,700	常勤看護職員4名以上 看護職員が6割以上等
訪問看護管理療養費(月1回目)機能強化型以外	770	1,530	2,300	7,670	上記以外
訪問看護管理療養費(月2回目以降)	300	600	900	3,000	同一建物居住者が7割未満
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(週3回30分未満)	430	850	1,280	4,250	同一日の同一建物2人目までも含む
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(週3回30分以上)	560	1,110	1,670	5,550	同一日の同一建物2人目までも含む
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (週4日目を降30分未満)	510	1,020	1,530	5,100	同一日の同一建物2人目までも含む
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (週4日目を降30分以上)	660	1,310	1,970	6,550	同一日の同一建物2人目までも含む
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (週3回30分未満)	210	430	640	2,130	同一日の同一建物3人以上1人目から
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (週3回30分以上)	280	560	830	2,780	同一日の同一建物3人以上1人目から
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (週4日目を降30分未満)	260	510	770	2,550	同一日の同一建物3人以上1人目から
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (週4日目を降30分以上)	330	660	980	3,280	同一日の同一建物3人以上1人目から

- 病状等により下記の料金が加算されます。

	1割負担額	2割負担額	3割負担額	総額	備考
特別管理加算(Ⅰ) 表1参照	500	1,000	1,500	5,000	一月につき
特別管理加算(Ⅱ) 表1参照	250	500	750	2,500	一月につき

退院時共同指導加算	800	1,600	2,400	8,000	厚生労働大臣の定める状態の場合月2回まで
退院時共同指導料 特別管理指導加算	200	400	600	2,000	特別管理加算を算定する場合の共同指導
退院支援指導加算	600	1,200	1,800	6,000	退院当日の訪問看護(1回に限り)
退院支援指導加算(合計90分を超えた場合)	840	1,680	2,520	8,400	退院当日の訪問看護(1回に限り)
訪問看護情報提供療養費	150	300	450	1,500	月1回市町村保健所または学校、医療機関へ情報提供を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費1	2,500	5,000	7,500	25,000	在宅、特別養護老人ホーム等での「人生の最終段階※1」への支援(退院日を含めて2日以上訪問した場合)
訪問看護ターミナルケア療養費2	1,000	2,000	3,000	10,000	特別養護老人ホームでの上記算定以外
複数名訪問看護加算(看護職員等の場合) 同一建物内1~2人	450	900	1,350	4,500	週1回のみ
複数名訪問看護加算(看護職員等の場合) 同一建物内3人以上	400	800	1,200	4,000	週1回のみ
複数名訪問看護加算(看護師または看護補助者との場合) 1日1回同一建物内1~2人	300	600	900	3,000	週3日厚生労働大臣が定める場合は週4日以上訪問可
複数名訪問看護加算(看護師または看護補助者との場合) 1日1回同一建物内3人以上	270	540	810	2,700	週3日厚生労働大臣が定める場合は週4日以上訪問可
複数名訪問看護加算(看護師または看護補助者との場合) 1日2回同一建物内1~2人	600	1,200	1,800	6,000	厚生労働大臣の定める状態の場合
複数名訪問看護加算(看護師または看護補助者との場合) 1日2回同一建物内3人以上	540	1,080	1,620	5,400	厚生労働大臣の定める状態の場合
複数名訪問看護加算(看護師または看護補助者との場合) 1日3回以上同一建物内1~2人	1,000	2,000	3,000	10,000	厚生労働大臣の定める状態の場合
複数名訪問看護加算(看護師または看護補助者との場合) 1日3回以上同一建物内3人以上	900	1,800	2,700	9,000	厚生労働大臣の定める状態の場合
精神科複数名訪問看護加算(看護職員等との場合) 1日1回の場合	450	900	1,350	4,500	看護職員等=精神障害を有する者に対する看護についての相当の経験を有する看護師、作業療法士
精神科複数名訪問看護加算(看護職員等との場合) 1日2回の場合	900	1,800	2,700	9,000	看護職員等=精神障害を有する者に対する看護についての相当の経験を有する看護師、作業療法士
精神科複数名訪問看護加算(看護職員等との場合) 1日3回の場合	1,450	2,900	4,350	14,500	看護職員等=精神障害を有する者に対する看護についての相当の経験を有する看護師、作業療法士
精神科複数名訪問看護加算(看護補助者との場合)	300	600	900	3,000	週1回のみ
乳幼児加算	130	260	390	1,300	6歳未満
乳幼児加算(別に厚生労働大臣が定める者)	180	360	540	1,800	6歳未満で超重症児・準超重症児 表1に該当する場合
在宅患者連携指導加算	300	600	900	3,000	利用者の同意を得て医療機関や薬局と文書による情報共有を行い、看護師等が療養上の指導を行った場合月1回まで
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200	400	600	2,000	状態の急変等に伴い、医師の求めにより利用者宅に訪問してカンファレンスをした場合 月2回まで オンライン開催可
24時間対応体制加算	680	1,360	2,040	6,800	一月につき※2
長時間訪問看護加算	520	1,040	1,560	5,200	90分を超えた場合週1回まで。15歳未満の超重症児又は準超重症児、15歳未満の特別管理加算算定の場合は週3回まで。
緊急時訪問看護加算 月14日目まで	270	530	800	2,650	医師の指示により緊急訪問した場合
緊急時訪問看護加算 月15日目以降	200	400	600	2,000	医師の指示により緊急訪問した場合
看護・介護職員連携強化加算	250	500	750	2,500	訪問介護による吸引を受けている人 ※3
難病等複数回訪問加算1日2回訪問 同一建物内1~2人	450	900	1,350	4,500	厚生労働大臣の定める状態の場合のみ
難病等複数回訪問加算1日2回訪問 同一建物内3人以上	400	800	1,200	4,000	厚生労働大臣の定める状態の場合のみ
難病等複数回訪問加算1日3回以上訪問 同一建物内1~2人	800	1,600	2,400	8,000	厚生労働大臣の定める状態の場合のみ
難病等複数回訪問加算1日3回以上訪問 同一建物内3人以上	720	1,440	2,160	7,200	厚生労働大臣の定める状態の場合のみ
夜間・早朝訪問看護加算	210	420	630	2,100	18時~22時および6時~8時
深夜訪問看護加算	420	840	1,260	4,200	22時~6時
専門管理加算	250	500	750	2,500	該当する特定行為を実施できる専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	80	160	230	780	訪問看護ステーションの医療に従事する職員の賃金改善を図る体制にある場合
訪問看護医療DX情報活用加算	10	10	20	50	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者情報を取得し、活用して訪問看護を提供した場合

【介護保険利用料金一覧表】

※公費受給者証等の種類によっては、負担が軽減される場合があります。

○ 基本利用料金(基本サービス費) (数値の単位は「円」)

(1単位につき11.05円を乗じます)

(90分を超える場合で長時間加算を算定しない場合は30分毎に延長料金が発生します)

(端数計算上 合計額に1円単位の誤差が生じることがあります)

要介護1～5	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額	総額	備考
訪問看護 I 1(20分未満)	314単位	347	694	1,041	3,469	※訪問看護 I 2(30分未満)を週1回以上含む設定とする
訪問看護 I 2(30分未満)	471単位	521	1,041	1,562	5,204	
訪問看護 I 3(30分以上60分未満)	823単位	910	1,819	2,729	9,094	
訪問看護 I 4(60分以上90分未満)	1,128単位	1,247	2,493	3,740	12,464	
訪問看護 I 5(20分)	294単位	325	650	975	3,248	理学療法士等の訪問 (6回/週まで)
訪問看護 I 5(40分)	588単位	650	1,300	1,950	6,497	×2回とカウント
訪問看護 I 5・2超(60分)	794単位	878	1,755	2,632	8,773	理学療法士等の訪問(60分以上)
定期巡回・随時対応サービス 連携型訪問看護(月1回)	2,961単位	3,272	6,544	9,816	32,719	要介護1～4
	3,761単位	4,156	8,312	12,468	41,559	要介護5
要支援1.2	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額	総額	備考
予防訪問看護 I 1(20分未満)	303単位	335	670	1,005	3,348	※訪問看護 I 2(30分未満)を週1回以上含む設定とする
予防訪問看護 I 2(30分未満)	451単位	499	997	1,495	4,983	
予防訪問看護 I 3(30分以上60分未満)	794単位	878	1,755	2,632	8,773	
予防訪問看護 I 4(60分以上90分未満)	1,090単位	1,205	2,409	3,614	12,044	
予防訪問看護 I 5(20分)	284単位	314	628	942	3,138	理学療法士等の訪問 (6回/週まで)
予防訪問看護 I 5(40分)	568単位	628	1,256	1,883	6,276	×2回とカウント
予防訪問看護 I 5・2超(60分)	426単位	471	942	1,413	4,707	理学療法士等の訪問(60分以上)

○ 病状等により下記の料金が加算されます。

	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額	総額	備考
特別管理加算(Ⅰ) 表1参照	500単位	553	1,105	1,658	5,525	一月につき
特別管理加算(Ⅱ) 表1参照	250単位	277	553	829	2,762	一月につき
訪問看護サービス提供体制加算1(イ)	6単位	7	14	20	66	訪問看護サービス1回につき(勤続7年以上の職員が30%以上)
訪問看護サービス提供体制加算1(ロ)	3単位	4	7	10	33	訪問看護サービス1回につき(勤続3年以上の職員が30%以上)
訪問看護サービス提供体制加算2	50単位	56	111	166	552	訪問看護サービス1月につき(定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合)
初回加算(Ⅰ)	350単位	387	774	1,161	3,867	退院・退所日に訪問した場合(退院時共同指導加算算定の場合には算定しない)
初回加算(Ⅱ)	300単位	332	663	995	3,315	訪問開始初回月または要介護から要支援もしくは要支援から要介護認定区分変更時
退院時共同指導加算	600単位	663	1,326	1,989	6,630	厚生労働大臣の定める状態の場合月2回まで 退院当月または次月につき
訪問看護ターミナルケア加算	2,500単位	2,763	5,525	8,288	27,625	訪問最終月につき ※1
複数名訪問看護加算 I (30分未満)	254単位	281	562	842	2,806	複数の看護師等で訪問する必要がある場合
複数名訪問看護加算 I (30分以上)	402単位	445	889	1,333	4,442	複数の看護師等で訪問する必要がある場合

	単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額	総額	備考
複数名訪問看護加算Ⅱ(30分未満)	201単位	223	445	667	2,221	看護師と看護補助者が同時に訪問する必要がある場合
複数名訪問看護加算Ⅱ(30分以上)	317単位	351	701	1,051	3,502	看護師と看護補助者が同時に訪問する必要がある場合
長時間訪問看護加算	300単位	332	663	995	3,315	特別な管理を要する場合で90分以上の訪問看護の場合
緊急時訪問看護加算	600単位	663	1,326	1,989	6,630	※2
看護・介護職員連携強化加算	250単位	277	553	829	2,762	※3
専門管理加算	250単位	277	553	829	2,762	該当する特定行為を実施できる専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
口腔連携強化加算	50単位	56	111	166	552	利用者の同意の上、歯科医療機関の歯科医師または歯科衛生士に相談し口腔の健康状態に係る評価をした場合
看護体制強化加算Ⅰ	550単位	608	1,216	1,824	6,077	※4
看護体制強化加算Ⅱ	200単位	221	442	663	2,210	※4
看護体制強化加算(予防)	100単位	111	221	332	1,105	※4

※1 ターミナルケアの実施について、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人・家族の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応するものです。

※2 24時間対応体制加算(医療保険)および緊急時訪問看護加算(介護保険)とは、24時間連絡体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行い、かつ計画外の緊急訪問も必要に応じて行なう体制をとっている当事業所が、利用者の同意を得て、1月につき1回当該加算を算定するものです。

※3 特定行為業務を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に関わる計画や訪問介護員等に対する助言等の支援を行った場合に算定するものです。(特定行為:口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻または腸瘻による経管栄養、経鼻経管栄養)

※4 事業所の基準によるため、算定要件を満たした月に算定するものです。

### ○ 保険適応外料金(営業日以外・時間外の訪問にかかる加算料金)

日常生活に必要な物品の費用	実費	医療機関、調剤薬局から支給されるものを除く衛生材料等
時間延長費用(30分毎)	1,000円	特別管理加算対象外利用者で90分を超える訪問を行った場合
12/30~1/3(30分毎)	5,000円	(医療保険利用時のみ)利用者の申し出により実施する場合
国民の祝日、土曜日、日曜日(30分毎)	5,000円	(医療保険利用時のみ)利用者の申し出により実施する場合
時間外電話対応	1,000円	24時間対応体制契約をしていない場合(22時~6時は2,000円)
緊急時訪問(30分毎)	5,000円	24時間対応体制契約をしていない場合
エンゼルケア	10,000円	ターミナルケア療養費・ターミナルケア加算とは別途の料金により、必要時説明いたします。
訪問交通費	右記実費	西宮市(山口・塩瀬地域除く)・芦屋市を超えてから要した実費(コインパーキング代、有料道路代)

○ 参考:訪問看護指示書記入毎に医療機関から下記金額の保険負担割合分の請求があります。

・訪問看護指示料・・・3,000円 特別訪問看護指示料・・・1,000円 手順書加算(6か月に1回)・・・1,500円

表1 特別管理加算算定の状態

特別管理加算(Ⅰ)	特別管理加算(Ⅱ)
<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅麻薬等注射指導管理</li> <li>在宅腫瘍化学療法注射指導管理</li> <li>在宅強心剤持続投与指導管理</li> <li>在宅気管切開患者指導管理</li> <li>気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅用圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理</li> <li>人工肛門または人工膀胱の設置</li> <li>真皮を越える褥瘡</li> <li>点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる</li> </ul>

2024年6月改訂